



計量証明番号第 K221210-7 号

2022 年 8 月 3 日

計 量 証 明 書

株式会社ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター

〒755-8551 山口県宇部市文京町 4-23

TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083

計量証明事業登録番号 山口県第 39 号

ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名 西岐波最終処分場の地下水（上流）

試料採取年月日 2022 年 7 月 21 日

試 料 採 取 者 当 方

計量項目・方法 別紙－1 のとおり

計 量 結 果 別紙－2 のとおり

計 量 管 理 者 江 本 敬 予 （環境計量士 第 6523 号）

【別紙－１】

計量項目及び方法

計 量 項 目	計 量 方 法
ア ル キ ル 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
総 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 (2019) 55.3 又は 55.4
鉛	JIS K 0102 (2019) 54.3 又は 54.4
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 (2019) 65.2.1
砒 素	JIS K 0102 (2019) 61.3 又は 61.4
全 シ ア ン	JIS K 0102 (2019) 38.1.2 及び 38.3
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
ジクロロメタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (2016) 5.1
チ ウ ラ ム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
シ マ ジ ン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
チ オ ベ ン カ ル ブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 (2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2019) 67.3 又は 67.4
1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
クロロエチレン	平成 9 年環境庁告示第 10 号

【別紙－２】

計 量 結 果

計 量 項 目	西岐波処分場 地下水 上流	基準値	定量下限値
ア ル キ ル 水 銀 mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
総 水 銀 mg/L	N D	0.0005 以下	0.0005
カ ド ミ ウ ム mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
鉛 mg/L	N D	0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム mg/L	N D	0.05 以下	0.005
砒 素 mg/L	N D	0.01 以下	0.001
全 シ ア ン mg/L	N D	検出されないこと	0.1
P C B mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
トリクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン mg/L	N D	0.02 以下	0.001
四 塩 化 炭 素 mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
1, 2-ジクロロエタン mg/L	N D	0.004 以下	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.1 以下	0.001
1, 2-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.04 以下	0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン mg/L	N D	1 以下	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
シ マ ジ ン mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L	N D	0.02 以下	0.001
ベ ン ゼ ン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物 mg/L	N D	0.01 以下	0.002
1, 4-ジオキサン mg/L	N D	0.05 以下	0.005
ク ロ ロ エ チ レ ン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002

注) NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総・厚令第1号）に基づく。

1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

試験者：(学) 香川学園宇部環境技術センター [計量証明番号第 K221210-7 号]

計量証明番号第 K221210-4 号
2022 年 7 月 14 日



計 量 証 明 書

株式会社ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター
〒755-8551 山口県宇部市文京町 4-23
TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083
計量証明事業登録番号 山口県第 39 号

ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名	西岐波最終処分場の地下水（下流）
試料採取年月日	2022 年 7 月 1 日
試 料 採 取 者	当 方
計量項目・方法	別紙－1 のとおり
計 量 結 果	別紙－2 のとおり
計 量 管 理 者	江 本 敬 予 (環境計量士 第 6523 号)

計量項目及び方法

計 量 項 目	計 量 方 法
ア ル キ ル 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
総 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 (2019) 55.3 又は 55.4
鉛	JIS K 0102 (2019) 54.3 又は 54.4
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 (2019) 65.2.1
砒 素	JIS K 0102 (2019) 61.3 又は 61.4
全 シ ア ン	JIS K 0102 (2019) 38.1.2 及び 38.3
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
ジクロロメタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (2016) 5.1
チ ウ ラ ム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
シ マ ジ ン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
チ オ ベ ン カ ル ブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 (2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2019) 67.3 又は 67.4
1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
クロロエチレン	平成 9 年環境庁告示第 10 号

【別紙－２】

計 量 結 果

計 量 項 目	西岐波処分場 地下水下流	基準値	定量下限値
ア ル キ ル 水 銀 mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
総 水 銀 mg/L	N D	0.0005 以下	0.0005
カ ド ミ ウ ム mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
鉛 mg/L	N D	0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム mg/L	N D	0.05 以下	0.005
砒 素 mg/L	0.002	0.01 以下	0.001
全 シ ア ン mg/L	N D	検出されないこと	0.1
P C B mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
トリクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン mg/L	N D	0.02 以下	0.001
四 塩 化 炭 素 mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
1, 2-ジクロロエタン mg/L	N D	0.004 以下	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.1 以下	0.001
1, 2-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.04 以下	0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン mg/L	N D	1 以下	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
シ マ ジ ン mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L	N D	0.02 以下	0.001
ベ ン ゼ ン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物 mg/L	N D	0.01 以下	0.002
1, 4-ジオキサン mg/L	N D	0.05 以下	0.005
ク ロ ロ エ チ レ ン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002

注) NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総・厚令第 1 号）に基づく。

1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

試験者：(学)香川学園宇部環境技術センター〔計量証明番号第 K221210-4 号〕

計量証明番号第 K221210-5 号

2022 年 7 月 14 日



計 量 証 明 書

株式会社ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター

〒755-8551 山口県宇部市文京町 4-23

TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083

計量証明事業登録番号 山口県第 39 号

ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名 西岐波最終処分場の浸透水

試料採取年月日 2022 年 7 月 1 日

試 料 採 取 者 当 方

計量項目・方法 別紙-1 のとおり

計 量 結 果 別紙-2 のとおり

計 量 管 理 者 江 本 敬 予 (環境計量士 第 6523 号)

【別紙－１】

計量項目及び方法

計 量 項 目	計 量 方 法
ア ル キ ル 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
総 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 (2019) 55.3 又は 55.4
鉛	JIS K 0102 (2019) 54.3 又は 54.4
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 (2019) 65.2.1
砒 素	JIS K 0102 (2019) 61.3 又は 61.4
全 シ ア ン	JIS K 0102 (2019) 38.1.2 及び 38.3
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
ジクロロメタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (2016) 5.1
チ ウ ラ ム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
シ マ ジ ン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
チ オ ベ ン カ ル ブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 (2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2019) 67.3 又は 67.4
1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
クロロエチレン	平成 9 年環境庁告示第 10 号
化学的酸素要求量	JIS K 0102 (2019) 17

【別紙－２】

計 量 結 果

計 量 項 目	西岐波処分場 浸透水	基準値	定量下限値
ア ル キ ル 水 銀 mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
総 水 銀 mg/L	N D	0.0005 以下	0.0005
カ ド ミ ウ ム mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
鉛 mg/L	N D	0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム mg/L	N D	0.05 以下	0.005
砒 素 mg/L	N D	0.01 以下	0.001
全 シ ア ン mg/L	N D	検出されないこと	0.1
P C B mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
トリクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン mg/L	N D	0.02 以下	0.001
四 塩 化 炭 素 mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
1, 2-ジクロロエタン mg/L	N D	0.004 以下	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.1 以下	0.001
1, 2-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.04 以下	0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン mg/L	N D	1 以下	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
シ マ ジ ン mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L	N D	0.02 以下	0.001
ベ ン ゼ ン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物 mg/L	N D	0.01 以下	0.002
1, 4-ジオキサン mg/L	N D	0.05 以下	0.005
ク ロ ロ エ チ レ ン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
化学的酸素要求量(COD _{Mn}) mg/L	8.7	40 以下	0.5

注) NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総・厚令第1号)に基づく。

1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。